

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区木津屋橋通烏丸西入木津屋橋ビル		平成23年 9月26日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都ステーションセンター株式会社 代表取締役社長 福山 隆夫 電話 075-365-7516					
主たる業種	貸事務所業						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費管理の徹底、省エネ設備、器具の導入を今後も積極的に推進し、資源の適正かつ有効な活用を通じて地球環境に優しい企業を目指す。						
計画を推進するための体制	社長をはじめ取締役及び設備担当者を中心としてエネルギーの適正管理、省エネ施策の推進をはかる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,903.7 トン	2,811.2 トン	2,771.2 トン	2,771.2 トン	-4.1パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,931.7 トン	2,811.2 トン	2,771.2 トン	2,771.2 トン	-5.0パーセント	
	目標の根拠	通路照明の点灯パターンの変更及び空調温度設定の変更をH23年度期中より実施し、H25年度に5.0%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	地下街	事業活動に伴う排出の量 (床面積21,97千㎡×20)	6.61	6.40	6.31	6.31	-4.04パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	通路照明の点灯パターンの変更及び空調温度設定の変更をH23年度期中より実施し、H25年度に5.0%の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	106.0 ㊦	106.0 ㊦	113.0 ㊦	113.0 ㊦			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	通路照明の点灯パターンの変更及び空調温度設定の変更をH23年度期中より実施する。					
	(24)年度	通路照明の点灯パターンの変更及び空調温度設定の変更を実施する。					
	(25)年度	通路照明の点灯パターンの変更及び空調温度設定の変更を実施する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤によるCO2を抑制するため、全従業員が公共交通機関を利用している。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	当社は、平成9年京都駅周辺を美しくする会発足と同時に、市民ぐるみ運動のテーマの一つ「まちを美しくしよう」の実践活動として、又、環境保全活動の普及を推進し、環境保全についての関心と理解を深めるため、区民、事業者、行政の三者で街頭啓発と周辺地域の清掃活動を実施している。(行政を含む34社参加)						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。